

## 茨城県新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業に係る 慰労金交付要領

### (趣旨)

第1条 茨城県が交付する、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業に係る慰労金（以下「慰労金」という。）については、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」（令和2年6月16日付け医政発0616第1号・健発0616第5号・薬生発0616第2号厚生労働省医政局長・厚生労働省健康局長・厚生労働省医薬・生活衛生局長通知。以下「国の実施要綱」という。）及び「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱」（令和2年6月16日付け厚生労働省発医政0616第1号・厚生労働省発健0616第6号・厚生労働省発薬生0616第65号厚生労働事務次官通知）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

### (目的)

第2条 医療機関等（保険医療機関である病院及び診療所、訪問看護ステーション（指定訪問看護事業者に限る。）並びに助産所をいう。以下同じ。）に勤務する医療従事者や職員（委託会社及び派遣会社（以下「委託会社等」という。）の医療従事者及び職員を含む。以下「医療従事者等」という。）は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止・収束に向けてウイルスに立ち向かい、感染すると重症化するリスクが高い患者との接触を伴うこと、継続して提供することが必要な業務であること及び医療機関での集団感染の発生状況から、相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って、業務に従事していることに対し、慰労金を給付する。

### (慰労金の給付)

第3条 慰労金の給付対象者及び金額は、国の実施要綱3（17）に基づき、別紙のとおりとする。

### (慰労金の申請等)

- 第4条 慰労金は、医療機関等が、医療従事者等から委任を受けて、代理申請及び代理受領を行い、当該医療機関等から医療従事者等に給付するものとする。
- 第1項の規定により、医療従事者等から委任を受けて代理申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ指定する期日までに給付申請書（様式第6号）、医療機関等情報（様式第1号）及び給付対象内訳（様式第2号）を茨城県国民健康保険団体連合会を通じて、茨城県知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。
  - 申請者は、医療従事者等から、代理申請・受領の委任状（様式第3号の1又は様式第3号の2）又は代理申請の委任状（様式第4号の1又は様式第4号の2）を徴収し、保管しなければならない。
  - 第1項及び第2項の規定にかかわらず、医療機関等が代理申請及び慰労金の代理受領を行えないやむを得ない事情がある場合には、当該医療従事者等が直接茨城県知事に個別申請書（様式第9号）により申請し、慰労金の給付を受けることができる。

第5条 前条第1項の場合において、委託会社等の医療従事者又は職員であって、慰労金の給付の対象となるものがある場合には、委託会社等は、様式第5号及び様式第5号別紙により、当該医療機関等に対し、慰労金の代理申請及び代理受領について、依頼するものとする。この場

合において、申請者は、前条第2項の規定による提出の際、様式第5号別紙を提出しなければならない。

- 2 前条第1項の規定にかかわらず、委託会社等の医療従事者又は職員への給付について、委託会社等が希望した場合には、委託会社等が、当該医療従事者又は職員に慰労金を給付することができる。

(申請の受付開始日及び期限)

第6条 慰労金の申請受付開始日は、令和2年7月29日とし、令和3年1月29日までに申請しなければならない。

(給付の決定)

第7条 知事は、医療機関等又は医療従事者等から第4条第2項又は第4項の規定に基づく申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに慰労金及び振込手数料(以下「慰労金等」という。)の給付を決定し、その決定の内容を給付交付決定通知書(様式第10号)により申請者及び第4条第4項の規定により申請した医療従事者等に通知するとともに、慰労金等を給付する。

(概算払い)

第8条 前項の規定により給付する慰労金等は、全額概算払いとする。

(慰労金の給付等に関する周知等)

第9条 知事は、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業の実施に当たり、給付対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による医療機関等及び医療従事者等への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第10条 知事が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、医療機関等又は医療従事者等から第6条に定める申請の期限までに、第4条第2項又は第4項の規定による申請が行われなかった場合は、給付対象者が慰労金等の給付を受けることを辞退したものとみなす。

- 2 知事が第7条の規定による給付の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、知事が確認等に努めたにもかかわらず、知事が定めた日までに、申請書の補正が行われず、給付対象者の責に帰すべき事由により給付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第11条 知事は、慰労金等の給付を受けた後に給付対象者の要件に該当しないことが明らかとなった者又は偽りその他不正の手段により慰労金等の給付を受けた者に対して、給付を行った慰労金等の返還を求めるものとする。

(実績報告)

第12条 代理申請及び代理受領を行った医療機関等は、給付が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、概算払精算書(茨城県財務規則の

規定による帳票の様式（平成5年茨城県告示第404号）様式第102号）に実績報告書（様式第7号及び様式第8号）及び必要書類を添えて，知事に提出するものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第13条 慰労金等の給付を受ける権利は，譲り渡し，または担保に供してはならない。

（その他）

第14条 この要領の実施のために必要な事項は，知事が別に定める。

付 則

この要領は，令和2年7月29日から施行する。

(別紙)

- 1 新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、都道府県から役割を設定された重点医療機関、感染症指定医療機関、その他の都道府県が新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れを割り当てた医療機関に勤務し、患者と接する医療従事者や職員
  - ①実際に新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行った医療機関である場合医療従事者や職員に対して1人200,000円を給付  
※ただし、当該医療機関において、実際に初めて新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行った日以降に勤務していない医療従事者や職員に対しては、1人100,000円を給付
  - ②新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行っていない医療機関の場合医療従事者や職員に対して1人100,000円を給付
- 2 新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、都道府県から役割を設定された帰国者・接触者外来を設置する医療機関又は都道府県、政令市（地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条の政令で定める市をいう。以下同じ。）及び特別区から役割を設定された地域外来・検査センターに勤務し、患者と接する医療従事者や職員
  - ①実際に新型コロナウイルス感染症患者（新型コロナウイルス感染症の疑い例を含む。）に診療等を行った医療機関等である場合医療従事者や職員に対して1人200,000円を給付  
※ただし、当該医療機関等において実際に初めて新型コロナウイルス感染症患者（新型コロナウイルス感染症の疑い例を含む。）に診療等を行った日以降に勤務していない医療従事者や職員に対しては、1人100,000円を給付
  - ②新型コロナウイルス感染症患者（新型コロナウイルス感染症の疑い例を含む。）に診療等を行っていない医療機関等の場合医療従事者や職員に対して1人100,000円を給付
- 3 新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、都道府県、政令市及び特別区から役割を設定された宿泊療養・自宅療養を行う場合の新型コロナウイルス感染症患者（無症状病原体保有者及び軽症患者を含む。以下「軽症者等」という。）に対するフォローアップ業務、受入施設での対応等で軽症者等と接する医療従事者や職員（都道府県、政令市及び特別区からの依頼又は委託等により、当該業務に従事する者に限る。）医療従事者や職員に対して1人200,000円を給付
- 4 都道府県、政令市及び特別区から新型コロナウイルス感染症患者への対応の役割を設定されていない医療機関（病院及び診療所）、訪問看護ステーション又は助産所に勤務し、患者（助産所にあつては妊産婦）と接する医療従事者や職員
  - ①実際に新型コロナウイルス感染症患者に対して入院診療等を行った医療機関等である場合医療従事者や職員に対して1人200,000円を給付  
※ただし、当該医療機関において、実際に初めて新型コロナウイルス感染症患者に対して入院診療等を行った日以降に勤務していない医療従事者や職員に対しては、1人50,000円を給付
  - ②新型コロナウイルス感染症患者に対して入院診療等を行っていない医療機関等の場合医療従事者や職員に対して1人50,000円を給付